

社会福祉法人 恵仁会 訪問看護ステーション鹿屋長寿園

住み慣れた我が家での療養生活が安心して送れるよう看護師等がご支援いたします。

6/1(水)
オープン予定

訪問看護とは

訪問看護ステーションから、病気や障害を持った人が住み慣れた地域やご家庭で、その人らしく療養生活を送れるように、看護師等がご自宅や生活の場へ訪問し、看護ケアを提供し、自立への援助を促し、療養生活を支援するサービスです。

訪問看護ステーションでは次のようなサービスを提供しています。

- 医師の指示による診療の補助業務



- 病状の観察



- 清拭・洗髪等



- 床ずれの予防と処置



- 食事（栄養）指導管理
排泄の介助・管理



- ご家族等への介護支援・相談



訪問時間は？

- 月曜日～土曜日 ● 午前8時30分～午後5時30分

※日曜、祝日等は除く

※緊急を要する場合は等はこの限りではありません

1回の訪問は？

- 30分～1時間30分程度

病状が変化した時は？

定期的な訪問以外で、病状の変化に伴う相談を始め、必要な時は訪問も致します。

他職種との連携は？

主治医はもとより、ケアマネジャー（介護支援専門員）ホームヘルパー（訪問介護員）等の他職種との連携を行ない安心して在宅療養ができるよう支援します。

訪問看護を受けたいんだけどどうしたらいいのかしら？と困ったら、お電話下さい。

医療保険で訪問看護を利用する場合

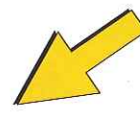
ご利用を希望する際には、かかりつけ医にご相談ください。訪問看護ステーションでは、かかりつけ医が交付した「訪問看護指示書」に従い、必要なサービスを提供します。

利用をご希望の方

かかりつけ医



訪問看護の利用について相談



指示書

訪問看護ステーション

介護保険で訪問看護を利用する場合（要支援、要介護認定が前提です）

「要支援1～2」または「要介護1～5」に該当した方は、ケアマネージャーに相談し居宅サービス計画に訪問看護を組み入れてもらいます。

利用をご希望の方

ケアマネージャー

訪問



訪問看護の利用について相談



依頼

指示書

訪問看護ステーション

かかりつけ医

介護保険

「要支援1～2」または「要介護1～5」

【20分未満】 285円

【30分未満】 425円

【30分以上1時間未満】 830円

【1時間以上1時間半】 1,198円

介護保険の認定に関わらず健康保険で利用できる方

厚生労働大臣が定める疾病等には、末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン舞蹈病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病（ヤールの臨床的症度分類のステージ3以上であって生活機能症度がⅡ度又はⅢ度のものに限る）、シャイ・ドレーガー症候群、クロイツフェルト・ヤコブ病、亜急性硬化性全脳炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷、人工呼吸器を使用している状態が含まれます。

医療保険

● 後期高齢者保険

訪問看護に要する費用の1割又は3割

● 健康保険

被保険者本人は費用の3割

● 国民健康保険

退職被保険者は費用の3割一般被保険者は費用3割を負担

- ・ 一定時間を超えるサービス、時間外のサービスは差額を負担
- ・ 交通費等は実費を負担

その他、詳しいお問い合わせは、いつでもご相談ください。

※お申し込みは かかりつけの医師、当ステーションまたはケアマネージャー（介護支援専門員）にご相談下さい。

-お問合せ- 社会福祉法人 恵仁会 訪問看護ステーション鹿屋長寿園
 〒893-0024 鹿児島県鹿屋市下祓川町1800番地
TEL：0994-43-2546（代表） **FAX：0994-43-2937**
 URL <http://www.kanoya-choujuen.jp/> 担当 小脇すみ子
TEL:0994-40-8001